討議資料

衆議院議員
（兵庫県第６区／伊丹・宝塚・川西）

月刊 桜井シュウ

さくらい しゅう

三ツ星議員★★★

2020年11月号

11月号

国政報告会＆意見交換会のお知らせ（参加費 無料）

日時 11月23日（月・祝） 14:00～16:00
場所 アステ川西（６階）

日時 2月21日（日） 14:00～16:00
場所 いたみホール（地下１階）

YouTubeでライブ配信します！
「桜井シュウチャンネル」のご登録よろしくお願いします。

質疑応答の時間をたっぷり取りますので、質問・意見をおよせください。当日参加も大歓迎ですが、準備の都合上、事前申込み頂けると幸いです。（感染症対策としてマスクの着用をお願いします。また、感染症流行状況により中止となる場合がありますので、予めご了承下さい）

立憲民主党兵庫県第６区総支部 政務活動報告

コロナ禍の社会をどう立て直すか、臨時国会ようやく開会

新型コロナ感染症の拡大で、自助努力と自己責任ではどうにもならないことが明らかになりました。自助努力で感染防止に取り組んでいても、感染してしまうこともあるのです。

これまで自民党政権は、政府は小さいほどよいとして目先の効率性を追い求めて公的機関を切り詰めてきました。例えば、保健所は統廃合で約半分に減少し、病院のベッド数は大幅に削減されました。その結果、感染症対応が追い付かず、国民に大きな不安を与えました。

効率性は重要です。ですが、効率性は、命と暮らしを守るため、そして人を幸せにするための手段であって、目的ではありません。政府は大きいか小さいかではなく、機能することが重要です。

菅総理は、「自助・共助・公助」と言っていますが、孤独化する社会において共助を求める相手もいない、公助を求めても「自助努力が足りない」と却下されることが問題です。

誰もが安心できる支えあいの仕組みと、その仕組みを担う機能する政府を作り、命と暮らしを守る。多様な個人と地域が、互いに認め合い、それぞれに力を最大限に発揮できる「共生社会」を実現します。

▶いつもとは違う角度から国政に斬りこむとの想いを込めて
国会議事堂の西側で撮影

コロナ禍から命と暮らしを守る

私たち立憲民主党は、政府に、このコロナ感染症対策に党派を超えて取組むべく「政府与野党連絡協議会」の設置を提案し、実現しました。そして、協議会において、一律10万円の特別定額給付金や家賃支援給付金、アルバイト収入が激減した大学生への支援制度、事業者から休業手当が支払われない方々のための休業給付金・支援金制度などを提案し、実現してきました。

しかし、国会が4ヶ月も閉会している間に経済は悪化しています。さらなる対策が急務です。

■経済政策は大胆に!

経済を立ち直らせるには、感染拡大防止策を進めながら消費を回復させることが必要です。GoToキャンペーンのような分野ごとの縦割り行政による需要喚起では効果が限定的です。

戦後最大の危機に対処するには、縦割り行政を打破する横断的で大胆な経済政策が必要です。低所得者への所得税の減免や消費税率の引き下げ、生活困窮者への現金給付などをハイブリッドに組合わせて実行すべきです。

なお、財政規律は考慮すべきですが、暮らしと経済を守ることが先決です。

■医療機関・介護施設などを支援

政治の最大の責務は、国民の命と暮らしを守ることです。そのためには、医療機関への支援は急務です。政府は9月15日に新型コロナ感染症患者を受け入れた医療機関に絞った支援を決めました。しかし、医療機関全体が厳しい経営状態にあることを踏まえ、全ての医療機関に対する経営支援を速やかに実施すべきです。でなければ、10年前の麻生政権のときに発生した救急車のたらい回しなどの医療崩壊が再び生じかねません。

また、介護や障碍者福祉、保育や放課後児童クラブなどの現場も厳しい状況です。長時間の重労働であるにも拘わらず低賃金。不安定な非正規雇用が多く、人手不足が慢性化しています。濃厚接触が避けられず、感染防止に強い緊張が強いられ、現場はさらに疲弊しています。待遇改善を急ぎ、賃金を大幅に底上げするべきです。でなければ、医療崩壊だけでなく介護崩壊まで生じかねません。

【政治コラム】学術会議の任命拒否問題

海外において、菅総理は、安倍前総理を踏襲して「法の支配に基づいた、自由で開かれたインド太平洋の実現を目指す」と述べています。しかし、肝心の国内では、公文書の隠蔽・改竄など「法の支配」が崩壊しています。

学術会議の任命拒否問題では、学術会議法7条2項は「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と規定しており、推薦された方を任命しないことは、条文上、明らかに違法です。**1983年の中曽根康弘総理（当時）による「政府が行うのは形式的任命にすぎない」という国会答弁とも矛盾**します。また、憲法6条1項は「天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する」と規定しており、「基づいて任命する」という法的な構造は全く同じです。**学術会議に総理による実質的判断の余地を認めたら、内閣総理大臣の任命についても天皇陛下による実質判断の余地が生じてしまいます。**

このような違法状態を即刻解消するために、総理は任命拒否した6名を一刻も早く任命すべきです。そして、「法の支配」を取り戻すべきです。

感染症対策、どうすればいい?

感染症対策の基本は、ワクチン（予防接種）と治療薬であり、新型コロナ用の開発は急ピッチで進んでいます。しかし、**ワクチンと治療薬ができるまでは、ウイルス検査の徹底と感染者の治療が対策の基本**です。感染症対策を推進するために、**以下の通り必要な法改正を進める**よう桜井シュウは求めています。

無症状でも感染、だからこそ検査を！

新型コロナウイルス感染症の厄介な特徴として、無症状でも感染力があることです。発症してからウイルス検査して陽性が確認されてから隔離しても手遅れです。

発熱などの症状がある方や陽性者の濃厚接触者などの速やかな検査（診療検査）は当然として、医療介護関係者をはじめとする最前線で働く方々の定期検査（社会的検査）も拡充すべきです（感染症法改正）。

検査拡充、どうすればいい？

政府はこの数ヶ月、検査数を増やすと言っていますが、相変わらず不十分なままです。安倍総理は辞任の記者会見のときに検査を拡充すると発表しましたが、具体策は示されていません。では、具体的にどうすれば検査を拡充できるか？

大学など研究機関にはPCR検査機器は数多くあります。研究目的に限定せずに、感染症拡大防止のため診療目的にも活用すべきです。

全自動PCR検査装置（日本製！）の認可手続きに時間がかかり、日本国内で使用できませんでした（全て輸出）。申請主義による認可制度を改め、新型の感染症に対しては迅速かつ柔軟に認可すべきです（薬機法改正）。

感染症対策費は、国と都道府県が半分ずつの負担となっています。しかし、感染症対策は国をあげてやるべきものであり、全額を国が負担すべきです（地方財政法・感染症法改正）。

PCR 検査は有効か？!

PCR検査では偽陰性（感染しているが陰性と判定）があり精度が高くないから、PCR検査を大量にやる意味はないとの批判があります。しかし、実際はウイルスを大量に排出して感染力がある場合にはほぼ100%陽性と判定できます。ウイルス排出量が少なく偽陰性となるような場合には感染リスクは低いです。したがって、PCR検査は感染拡大防止に極めて有効です。

検査拡充で経済を回す！

海外渡航のときにPCR検査の陰性証明を求められるのは、本人が感染源になるリスクが低いことを確認するためです。同じことは国内での経済活動でもいえます。ウイルス検査を気軽に行えるようにすることで、経済をまわすことができます。

感染症対策も自己責任？!
新型コロナ、２類から５類に格下げ

新型コロナウイルス感染症は現時点では指定感染症（２類相当＝結核、SARSコロナ、MERSコロナなど）に指定されて重点的に対策が実施されています。しかし、政府では５類（季節性インフルエンザなど）への格下げが検討されています。つまり、新型コロナ対策の政府の責任を放棄し、国民各自の自己責任にしようとしています。

桜井シュウは、①新型コロナは季節性インフルエンザより高い死亡率（新型コロナ：約2%、季節性インフルエンザ：約 0.01%）を示していること、②ワクチン（予防接種）や特効薬が開発途上であること、③２類相当から５類感染症に格下げされれば感染症法に基づく入院措置などができず市中感染が拡大するリスクがあること、などの理由により当面は２類相当を維持すべきと考えます。

政治にこそ、切磋琢磨を！二大政党の一角を担う新党を

「権力は腐敗する、絶対的な権力は徹底的に腐敗する（イギリスの政治家・歴史家 ジョン・アクトン卿）」これは、森友・加計学園問題や桜を見る会での権力の私物化疑惑、またその疑惑から逃れるための中央省庁ぐるみの隠蔽・隠滅・改竄・捏造をみれば明らかです。これは、右や左など政治理念に拘わらず、絶対にやってはいけないことです。政治のモラル崩壊を防ぎ、**政治のレベルアップのためには、二大政党による切磋琢磨が必要**です。

桜井シュウは、自分が自分らしくあることができる多様性を認め合う社会、困ったときに寄り添いお互いさまで支え合う社会を目指しています。「国家を強くするためには国民を犠牲にしても構わない」ではなく、「国民を幸せにするために国家がある」です。そして、国民の自由と平和と暮らしを大切にしてきた戦後政治を発展させる改革保守の政治を目指しています。

こうした政治理念を強力に進めて二大政党の一角となるべく、立憲民主党と国民民主党は発展的に解党し、合流して新党を結成しました。桜井シュウは合流新党に参加し、政治献金する企業やお友達を優遇する政治ではなく、全ての国民が幸せになる公平な政治を実現していきます。

【募集】2021年春季 議員インターンシップ

若者に政治への関心をもってもらうために、桜井シュウ事務所では毎年、大学の春休みと夏休みに議員インターンシップを実施しています。今夏は７名の大学生が参加しました。来春も意欲ある学生を募集します！

（問合せはコチラ→ https://sakuraishu.net/ ）

応募要件：活動期間中に大学生・大学院生であること。
活動期間：２月～３月
（週３日程度、合計100時間～200時間）
活動拠点：地元事務所（伊丹市西台）・国会事務所

桜井シュウ（さくらい　しゅう）プロフィール

【学歴】美鈴月影幼稚園、鈴原小、南中、県立伊丹高、京都大、京都大院修士、ブラウン大院修士
【職歴】国際協力銀行調査役、弁理士、伊丹市議会議員（２期）
【資格】弁理士、国会議員政策担当秘書試験合格
【家族】妻、子ども２人、犬（トイプードル♀）

三ツ星議員★★★とは

議員立法の提案、本会議・委員会での審議、質問主意書などの国会活動を評価され、三ツ星議員として政策評価NPOに表彰されました！

発行者：立憲民主党兵庫県第6区総支部長・衆議院議員
桜井 シュウ
〒664-0858 伊丹市西台2-5-11
松屋ビル2F
TEL▶072-768-9260
FAX▶072-768-9261
e-mail▶sakuraishu.office@gmail.com
URL▶http://www.sakuraishu.net/

桜井シュウの政治活動へのご協力のお願い

●ポスティング

伊丹市・宝塚市・川西市の各ご家庭に配布しております。ご近所周辺など可能な範囲・枚数だけで結構ですので、ご協力をお願い致します。

●ポスター掲示

ご自宅の塀・外壁、駐車場のフェンスなどに桜井シュウのポスターを貼って下さい。またご近所に人通りが多く、ポスターを掲示していただけそうな場所がありましたらご紹介下さい。

●カンパ

一人でも多くの方に国政報告をお届けするために、カンパをお願い致します。お振込みいただく場合は、恐れ入りますが手数料のご負担をお願い致します。
（※個人献金ができるのは日本国籍を持つ方に限られます。）

■お振込先：
三井住友銀行　伊丹支店 普通4719556「櫻井周後援会」
ゆうちょ銀行　00970-8-332979「周山会」

ご意見・ご相談、お気軽にご連絡下さい！

※直接書き込んでファックスでお送りください。

お名前▶　　お電話番号▶

ご意見▶